

不利益処分

処 分 名	市営住宅への入居決定の取消し
根 拠 法 令	奄美市営住宅等管理条例10条
所 管 課	建築住宅課

1 処分基準

(1) 処分の内容

市営住宅の入居決定を取り消す。

(2) 処分の要件

ア 市営住宅の入居決定者が次のいずれかに該当したとき。

(ア) 正当な理由なくして、入居可能の日から10日以内に入居しないとき。

(イ) 入居申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

イ 市営住宅の入居決定者が入居決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなかったとき。

(ア) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(イ) 奄美市営住宅等管理条例第18条の規定により敷金を納付すること。

(ウ) その他市長が必要と認める書類を提出すること。